

様式第5号（第15条関係）

入札参加資格制限措置の概要

1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称（代表者名）	株式会社霊山設備工業（代表取締役 佐々木 善英）
住所	福島市大波字五倫平1番地の9

2. 措置期間

令和6年1月9日 ～ 令和6年4月8日（3か月）

3. 事実概要

当該業者は、福島市方木田の施工場所において、給水装置工事申請・承認の手続きを経ず、無断で給水装置工事を施工したことが、「福島市水道条例第7条の規定」に違反するとして、福島市水道局から「指定給水装置工事事業者の指定停止（令和5年10月2日～令和6年1月1日）」の行政処分を受けた。

4. 措置理由

上記のことが、福島地方水道用水供給企業団建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第2第9項（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

【入札参加資格制限措置要綱別表第2第9項】

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） （9）別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上12か月以内

問い合わせ先

福島地方水道用水供給企業団総務課契約管財係  
福島県福島市飯坂町字沼ノ上1番地の1  
（電話）024-541-4100